

平成23年度 第4回 金沢市介護保険運営協議会

日 時：平成24年2月27日（月）
午後4時30分～6時30分
場 所：金沢市役所7階 全員協議会室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 「お年寄り地域福祉支援センター」の名称変更について 資料1

(2) 「長寿安心プラン2012」について 資料2
資料3
資料4

(3) 第5期の施設整備と介護保険料について 資料5

(4) 介護サービス適正化専門部会の設置について 資料6
資料7

3 閉 会

お年寄り地域福祉支援センターの名称変更について

新名称（案）

金沢市地域包括支援センター〇〇〇〇

<理由・考え方>

- ・「地域包括ケア」の推進に取り組む
- ・民間の事業所と明確に区別し、二重名称を解消する
- ・「金沢市」を付けることにより、責任の所在を明確化する
- ・全国的に使用されている名称にすることで、市外にいる家族や転入者への説明が容易になる
- ・利用者や地域の関係者には、「支援センター」で定着しており、変更混乱が少ない

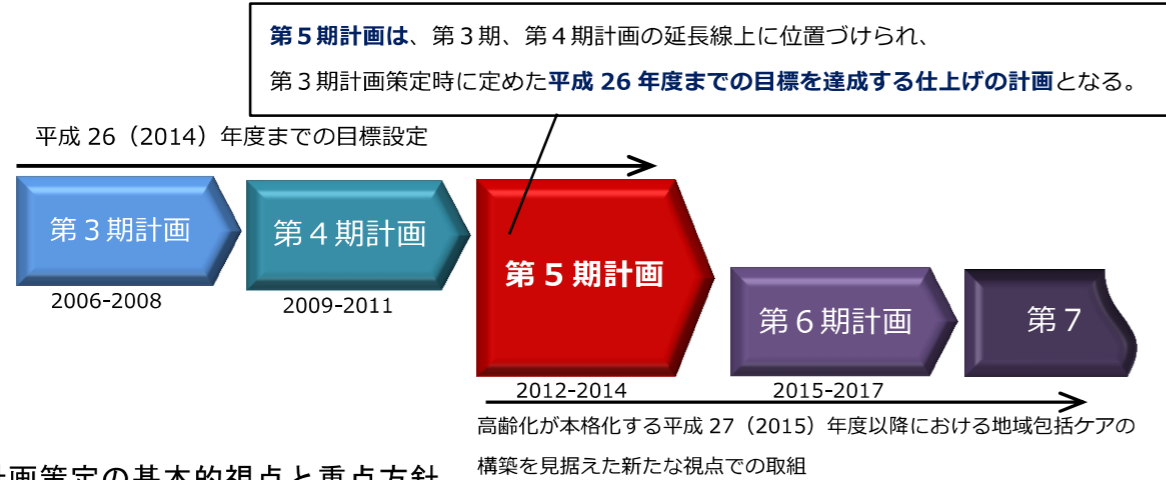
<周知方法>

- ・各お年寄り地域福祉支援センター法人に対し、説明会の開催（3月初旬）
- ・名称変更用のチラシを作成し、地域の利用者や関係者、関係団体へ配布
- ・地区社協、地区民児協で説明
- ・ホームページの変更（3月当初と4月）
- ・新聞広報（3月末と4月）
- ・共通リーフレットの作成と配布
- ・「すこやか長寿」、「みんないきいき介護保険」などパンフレットの配布

長寿安心プラン2012（案）について

1 計画の期間と見直し

計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間。計画は3年ごと見直し。



2 計画策定の基本的視点と重点方針

8つの基本的視点に基づき3つの重点方針を設定

(1) 重点方針

高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスをきれ目なく提供する「地域包括ケア」を推進するため3項目の重点方針を設定

① 医療と介護の連携による安心して暮らせる場の整備

医療と介護の連携による、きれ目のない24時間365日のサービスの充実により、安心して暮らせる場を整備

② 介護予防の推進

さらなる介護予防の普及と介護予防事業への参加の促進により、地域における事業を推進

③ 認知症の方への支援体制の充実

認知症に対する理解を深め、早期発見・早期対応に努めるとともに、お年寄り地域福祉支援センターを中心とした地域での支援体制を充実

3 主な施策目標

計画の具現化に向け、10項目の施策目標を柱として掲げ、具体的な施策を展開

① 市民と共に築く支援体制の充実

高齢者が地域で尊厳と個性のあるその人らしい生活を継続できるよう、介護予防と地域包括ケアの拠点として、地域における総合的、重層的なネットワークを強化

お年寄り地域福祉支援センターの相談、訪問業務に対応する職員を増員するなどの体制の充実や医療連携を強化するために運営懇談会へ地域医療機関の医師の参加促進、お年寄り地域福祉支援センターの運営方針の明示により機能強化を図る。

小規模多機能型居宅介護は、介護状態が中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援を実施している。平成18年より計画的に日常生活圏域ごとに1か所ずつ整備（おおてまち圏域のみ未整備）し、利用者が可能な限り在宅生活を継続するための地域における拠点が確立された。今後は、地域における介護支援の拠点として機能強化を推進する。

② 高齢者の健康づくりと介護予防の推進

健康づくりに関する情報提供と自主的な健康づくりの活動を通じた介護予防を積極的に推進
心身機能の低下に不安があり、介護予防の取り組みが必要な方に対し、介護予防事業の案内方法の改善により、介護予防事業により多く参加できる体制とした。また、すべての高齢者を対象に自ら自発的に参加し、介護予防に取り組みめるように運動と体力づくりなど様々な教

室を実施。民間の事業所や専門機関との連携により、介護予防教室の充実を図るとともに、介護予防サポーター等のボランティアの協力による継続的な地域の健康づくり活動を推進し、高齢者の自主的な介護予防の取り組みを支援する。

③ 地域におけるきれ目のないサービスの拡充

住み慣れた地域での在宅生活を継続するため、介護と医療の連携により、24時間、365日のきれ目のない多様なサービスの基盤を拡充

在宅生活時の医療機能の強化及び行動障害を伴う中重度の認知症の方に対するサービスの充実により、身近な地域での24時間きれ目のないサービス体制の推進し、介護保険外の在宅生活支援サービス全体の量及び質の向上とサービス利用を促進する。

また、利用者本人のみならず、介護家族を支援するためには、適切な休息（レスパイト）や、介護サービスの充実などを通じて、介護疲労や介護負担ができるだけ軽減されるようサービス基盤を拡充する。

④ 安心して暮らせる生活環境の整備

住宅のバリアフリー化や、住み替えのためのサービス付き高齢者向け住宅、介護保険施設などの「住まいと介護の安心を確保した」多様な住まいを身近な生活圏内に整備

特別養護老人ホームの整備は、必要量を見極め計画的に推進。なお第5期においては、施設整備の財源に限られる中、事業者の参入意向を確認しながら広域型施設を整備し、小規模特養については、未整備圏域に計画的な整備を行う。また、老人保健施設については、急性期などのリハビリテーションは医療、維持期リハビリテーションは介護、という医療と介護の役割分担を勘案し、新たに整備する。さらに認知症対応型共同生活介護について4期同様の整備量を確保。加えてサービス付き高齢者向け住宅などを利用した住み替えを考慮し、必要な特定施設の指定率を確保する。

⑤ 認知症の方への医療と連携した支援体制の推進

地域や保健、医療、福祉の多職種連携機能を強め、認知症の方一人ひとりの特性を踏まえながら、取り組みを推進

お年寄り地域福祉支援センターを中心とした情報提供体制の充実のため、金沢認知症情報センターの設置により、医療と介護の連携を強化し、認知症の方の早期発見・早期対応を充実

⑥ サービスの質の確保と向上

介護保険事業者の指定、指導監督の推進や研修体制の充実により、サービスの質を向上
サービスの質の向上及び給付の適正化の観点から、介護保険運営協議会に介護サービス適正化専門部会を設置し、指導監督の体制を整備

⑦ 高齢者が自分らしく生活するための情報の保障

高齢者施策に関する多様な情報を市民が的確に選択し、入手できるような情報の提供の推進
金沢市広報基本戦略に基づき、新聞広報、インターネット等を使用し、分かりやすく、市民一人ひとりが的確に情報を入手し選択できる情報提供の推進

⑧ 高齢者の社会参加の推進

高齢者に関わる施策へ高齢者自身が立案などに参加
参加しやすい時間や場所を考慮し、市民フォーラム、地域懇談会、地域説明会などの開催促進

⑨ 高齢者・家族の人権尊重と権利保障システムの構築

高齢者・家族が安心して暮らせるような権利保障システムを充実
成年後見制度など権利擁護に関する相談支援を行う「金沢権利擁護センター」の機能強化

⑩ 災害発生時の高齢者支援体制の整備

「災害時要援護者避難支援対策マニュアル」により、支援が必要な高齢者が地域で安全安心に暮らすことができるような体制づくりを推進
福祉防災台帳の登載率の向上を図るとともに、福祉避難所の対象とする事業者との協定の締結を行い、指定を推進

長寿安心プラン2012

金沢市介護保険運営協議会

**「長寿安心プラン2012」の内容につきましては、
下記の金沢市ホームページに掲載されております。**

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/23025/bosyuu/index.html>

「長寿安心プラン2012」具現化に向けた重点事業

1. お年寄り地域福祉支援センターの機能強化

地域の拠点としての相談支援体制を強化するため、運営体制等を見直し

- ・相談、訪問業務に対応する介護支援専門員を1人増員
- ・経験ある専門員への業務経験加算や事務費等を追加
- ・包括的支援事業の実施に当たっての運営方針を明示
- ・医療との連携強化(地域の医療機関の医師等が運営懇談会に参加)
- ・お年寄り地域福祉支援センターのパンフレット作成

(I 市民と共に築く地域支援体制の充実)

2. 繁忙期における介護者支援事業

ショートステイ利用の繁忙期に、緊急に利用が必要になった時のために、小規模多機能型居宅介護事業所の空室を利用した、介護保険外での宿泊サービス提供を委託

- ・利用期間 年末年始、ゴールデンウィーク、お盆時期
- ・利用料 市で定めた宿泊料相当額について利用者は1割を支払い、残りは市が負担

(III 地域におけるきれ目のないサービスの拡充)

3. 介護保険サービス給付費

高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう、在宅サービスを充実

- ・24時間対応の定期巡回・随時対応型サービス、複合型サービスの提供

(III 地域におけるきれ目のないサービスの拡充)

高齢者が状態に応じた住まいを自ら選択できるよう、多様な住まいを整備

- ・待機者解消に向けた特別養護老人ホームの整備など介護保険施設の整備推進とサービス付き高齢者住宅なども含めた生活の場の整備

(IV 安心して暮らせる生活環境の整備)

4. 認知症ケア・地域ネットワーク事業

精神科救急基幹病院に認知症情報センターを設置し、認知症相談の中核窓口として、医療と介護が連携し認知症支援体制を充実

- ・精神保健福祉士を配置し、認知症に関する相談対応や認知症専門医との連携をコーディネート
- ・専門病院による認知症専門医ネットワークにより、当番制で相談・診療に対応(継続)
- ・専門医担当者、地域包括職員、市担当者による情報連絡会の開催

(V 認知症の方への医療と連携した支援体制の推進)

5. 高齢者福祉避難所整備費

医療機関への入院や施設入所に至らない方などを受け入れる高齢者福祉避難所の必需品整備に対し補助し、避難所の指定を推進

- ・対象施設 指定を受けた特別養護老人ホームなど
- ・対象品目 発電機、車いす、ベッドなど
- ・助成内容 補助率 3/4 限度額 50万円

(X 災害発生時の高齢者支援体制の整備)

第5期（平成24～26年度）の施設整備と介護保険料について

1. 保険給付費等の見込み

(金額単位:千円)

	第4期見込み				第5期計画				
	H21	H22	H23	計	H24	H25	H26	計	
高齢者人口	93,180人	94,540人	95,459人	283,179人	100,300人	104,839人	109,208人	314,347人	
要介護認定者数	18,240人	18,988人	19,680人	56,908人	20,494人	21,318人	22,111人	63,923人	
サービス給付費等	26,725,386	28,115,825	29,436,213	84,277,424	31,086,490	32,374,173	33,831,431	97,292,094	
内訳	サービス給付費	26,185,636	27,568,414	28,959,936	82,713,986	30,599,797	31,862,573	33,309,331	95,771,701
	地域支援事業費	539,750	547,411	476,277	1,563,438	486,693	511,600	522,100	1,520,393

○サービス給付費の増 13,058百万円増 (15.8%増)

- ・認定者の増 第5期平均 21,308人 (2,339人増 12.3%増)
- ・施設の充実 特別養護老人ホーム 245床など
- ・報酬改定 全国平均 +1.2% (介護職員の処遇改善)

2. 施設等基盤整備数

区分		23年度現況 (A)		24～26年度整備 (B)	26年度目標量 (A)+(B)	
介護保険施設	介護老人福祉施設	18施設	1,752人	100人	1,852人	
	介護老人保健施設	非転換分	11施設	1,309人	120人	1,429人
		介護療養型医療施設からの転換分	一施設	一人	200人	200人
	介護療養型医療施設	10施設	405人	△200人	205人	
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護	41施設	779人	162人	941人	
	介護専用型特定施設(小規模)	一施設	一人	一人	一人	
	介護老人福祉施設(小規模)	10施設	284人	145人	429人	
特定施設	有料老人ホーム	3施設	249人	100人	349人	
	ケアハウス	6施設	238人	90人	328人	
	養護老人ホーム	1施設	50人	10人	60人	
計		100施設	5,066人	727人	5,793人	

3. 第1号被保険者(65歳以上の方)の月額保険料

- 基金の取り崩しによる負担軽減
 - ・介護給付費準備基金(第4期における剰余金)
 - ・財政安定化基金(法改正による県の基金の取り崩し)
- 負担能力に応じた負担割合の設定
 - ・低所得の方の負担割合を軽減
 - ・所得の高い方の負担割合を引き上げ

➡ **月額 5,680円** 930円増 (19.6%増)

新設	【第5期】 11段階				【第4期】 9段階(現行)			
	段階	基準額に対する割合	年額÷12	第5期人数(見込み)				
	第1	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で 世帯全員が 市民税非課税の者	0.4 (国基準0.5)	2,272円	1,881人	0.4 (国基準0.5)	1,900円	
	第2	世帯全員が市民税非課税で、 課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80万円以下の者	0.45 (国基準0.5)	2,556円	16,163人	0.5	2,375円	
	第3	世帯全員が市民税非課税で、 課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80万円を超え 120万円以下の者	0.65 (国基準0.75)	3,692円	8,000人	世帯全員が 市民税非課税で、 課税年金収入額と 合計所得金額の 合計が 80万円を超える者	0.7 (国基準0.75)	3,325円
	第4	本人非課税 世帯全員が市民税非課税で、 課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 120万円を超える者	0.7 (国基準0.75)	3,976円	8,052人			
	第5	世帯に市民税課税者があり、 課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80万円以下の者	0.85	4,828円	13,488人	0.85	4,038円	
	第6	世帯に市民税課税者があり、 課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80万円を超える者	基準額 1.0	5,680円	13,690人	基準額 1.0	4,750円	
	第7	本人が市民税課税で、 合計所得金額が 125万円未満の者	1.15	6,532円	14,922人	1.15	5,463円	
	第8	本人が市民税課税で、 合計所得金額が 125万円以上 200万円未満の者	1.25	7,100円	13,995人	1.25	5,938円	
	第9	本人課税 本人が市民税課税で、 合計所得金額が 200万円以上 500万円未満の者	1.50	8,520円	11,626人	1.50	7,125円	
	第10	本人が市民税課税で、 合計所得金額が 500万円以上 800万円未満の者	1.75	9,940円	1,337人	本人が 市民税課税で、 合計所得金額が 500万円以上の者	1.75	8,313円
新設	第11	本人が市民税課税で、 合計所得金額が 800万円以上の者	2.00	11,360円	1,530人			

地域主権改革に係る経緯等について

○ これまでの経過

- 平成 21 年 10 月 地域主権戦略会議の設置が閣議決定される。
- 平成 22 年 3 月 自治体の条例制定権の拡大する地域主権推進一括法案（第一次）が第 174 回国会に提出される。（その後、第 175 回、第 176 回国会で継続審議）
- 平成 22 年 6 月 自治体の条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、事務の見直しの方針を定めた、「地域主権戦略大綱」が閣議決定される。
- 平成 23 年 4 月 第 177 回国会に基礎自治体への権限移譲等を定める地域主権推進一括法案（第二次）及び介護保険法の改正法案（「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」）が提出される。
- 地域主権推進一括法案（第一次）が可決され、条例制定権の拡大が平成 24 年 4 月から施行されることが決定される。（ただし、条例の制定に関しては施行から 1 年間の猶予あり）
- 平成 23 年 6～8 月 地域主権推進一括法案（第二次）及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が可決され、権限移譲等が平成 24 年 4 月から施行されることが決定される。

○ 介護保険法の改正内容と金沢市の業務への影響

1. 金沢市への権限移譲

石川県が指定する介護サービス事業者のうち、所在地が金沢市にあるものについて指定権限、指導監督権限が移譲される。

(1) 指定権限及び事務について

- 介護保険事業所としての活動の許可に相当する権限
- 指定の事務が年間 1 0 0 箇所（2 5 0 事業所）程度増加する。
（現在金沢市が実施している地域密着型サービス事業所等の指定事務は、年間 1 5 箇所（4 0 事業所）程度）

(2) 指導監督権限及び事務について

- 介護保険事業所が基準にそって運営されるよう、実態を調査し、是正を指示する権限
- 指導監査の対象が年間 1 5 0 箇所（4 0 0 事業所）程度増加する。
（平成 2 3 年度に予定している、介護保険事業所の実地指導及び監査は、年間で 4 0 事業所）

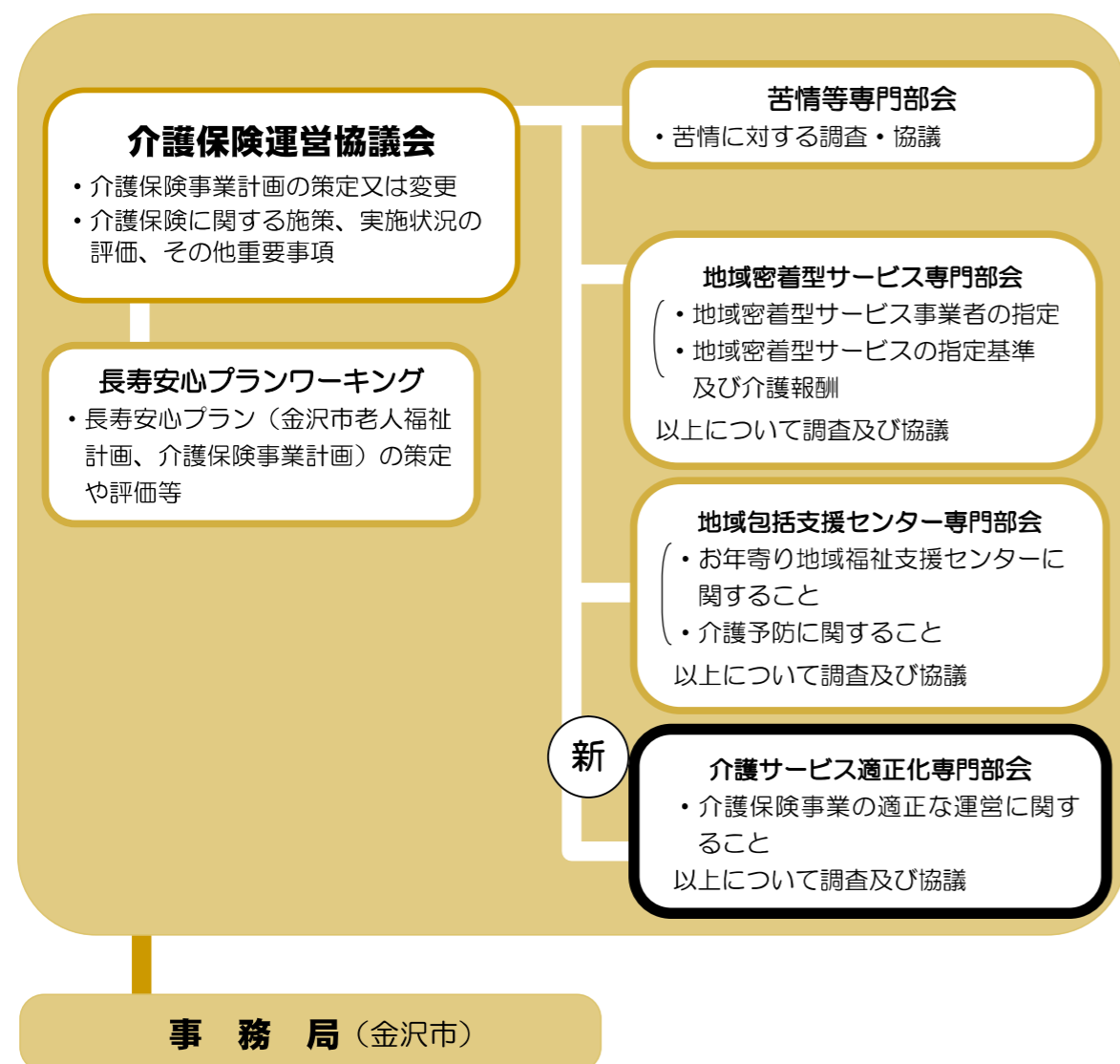
2. 条例制定権の拡大

事業者指定にかかるサービス毎の指定基準を制定する権限が、国から指定権者に移譲されることから、中核市である金沢市においては、すべての介護サービスの指定基準を条例で制定こととなるもの。

（本市の指定・指導監督権限の対象事業所の変化）

現状	計	8 9	平成 2 4 年 4 月以降	計	4 0 6
地域密着型サービス事業所		7 0	地域密着型サービス事業所		7 0
介護予防支援事業所		1 9	介護予防支援事業所		1 9
			居宅サービス事業所		2 8 8
			介護保険施設		2 9

介護保険運営協議会の体制図



金沢市介護保険運営協議会

介護サービス適正化専門部会（仮称）設置要綱（案）

第1条 介護サービス及び介護予防サービス（以下「介護サービス等」という。）の適正な運営を検討することにより、もって金沢市にふさわしい介護サービスの提供体制を確保するため、介護サービス適正化専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

第2条 専門部会は、前条の目的を達成するため、次の事項について調査及び協議を行う。

- (1) 介護サービス等の指定基準
- (2) 介護サービスの量の拡充と質の向上に向けた所要の検討
- (3) その他必要な事項

2 専門部会は前項に定める事項の協議等の結果について、金沢市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）に報告を行う。

第3条 専門部会は、委員8人以内で組織する。

- 2 委員は、運営協議会において、運営協議会委員の中から互選により選任する。
- 3 委員の任期は、運営協議会委員の任期とする。
- 4 委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その職を退いた後も又同様とする。

第4条 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は委員の互選によりこれを選任し、副部会長は委員の中から部会長が指名する。

- 2 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第5条 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

第6条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が専門部会に諮って定める。